

中山間地域における自家用自動車による貨物の有償運送期間の拡大

令和元年7月11日 鳥取県

1 提案概要

(1) 背景

現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、ネット通販の拡大に加え、地方、特に中山間地における輸送力の確保(ドライバー不足が顕著、人口密度が低く配送非効率等)という観点から、全国一律の基準で繁忙期のみ認められている自家用自動車の有償運送期間の拡大が必要である。

<根拠となっている通知>

『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』(自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日)

[別紙] 年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について

1 年末年始及び夏季等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。

(1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとし、運送需要者欄には、トラック運送事業者を記入すること。

(2) 前項の許可申請においては、当該有償運送に係るトラック運送事業者からの代理申請を認めることとし、この場合においては、運送需要者欄には、代理申請者を記入すること。

(3) 略

2 年末年始及び夏季等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の見地から必要止むを得ない場合において、同時期に限って自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可に際して、輸送品目の制限は行わないものとする。

3~4 略

5 年末年始及び夏季等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、各繁忙期ごとの申請及び許可を行うものとする。

(1) 年末年始繁忙期

毎年11月10日から翌年1月10日まで

(2) 夏季繁忙期

毎年6月1日から同年8月31日まで

(3) 秋期繁忙期

毎年9月1日から同年11月30日まで

(2) 提案内容

中山間地においては、地方公共団体が主宰する地域公共交通会議等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して貨物の自家用有償運送を認めていただきたい。

2 支障事例

現在、特に中山間地においてはドライバー不足や配送非効率化等により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達には宅配事業者には負担となってきている。

そのような中、本県では、道路運送法第78条2号による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へはデマンドバス受託事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話人が各々が所有する自家用車を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。

この場合、現行の道路運送法では、普通車の場合、貨物運行管理に係る国家資格免許や最低保有台数5台以上等の要件がある一般貨物自動車運送事業の許可が必要であり地域の負担が大きい。中山間地における宅配事業を年間通じて確保するためには、自治組織の活躍により年間通じて自家用車による貨物有償運送を行う必要があるため、この規制緩和がなされなければ、地域の共助運送の仕組みが構築できない。

加えて、近年、ネット通販の普及から宅急便の取り扱い個数は急伸しており、時期を問わず、年間通じての貨物輸送の自家用運送が必要である。

3 制度改正の効果

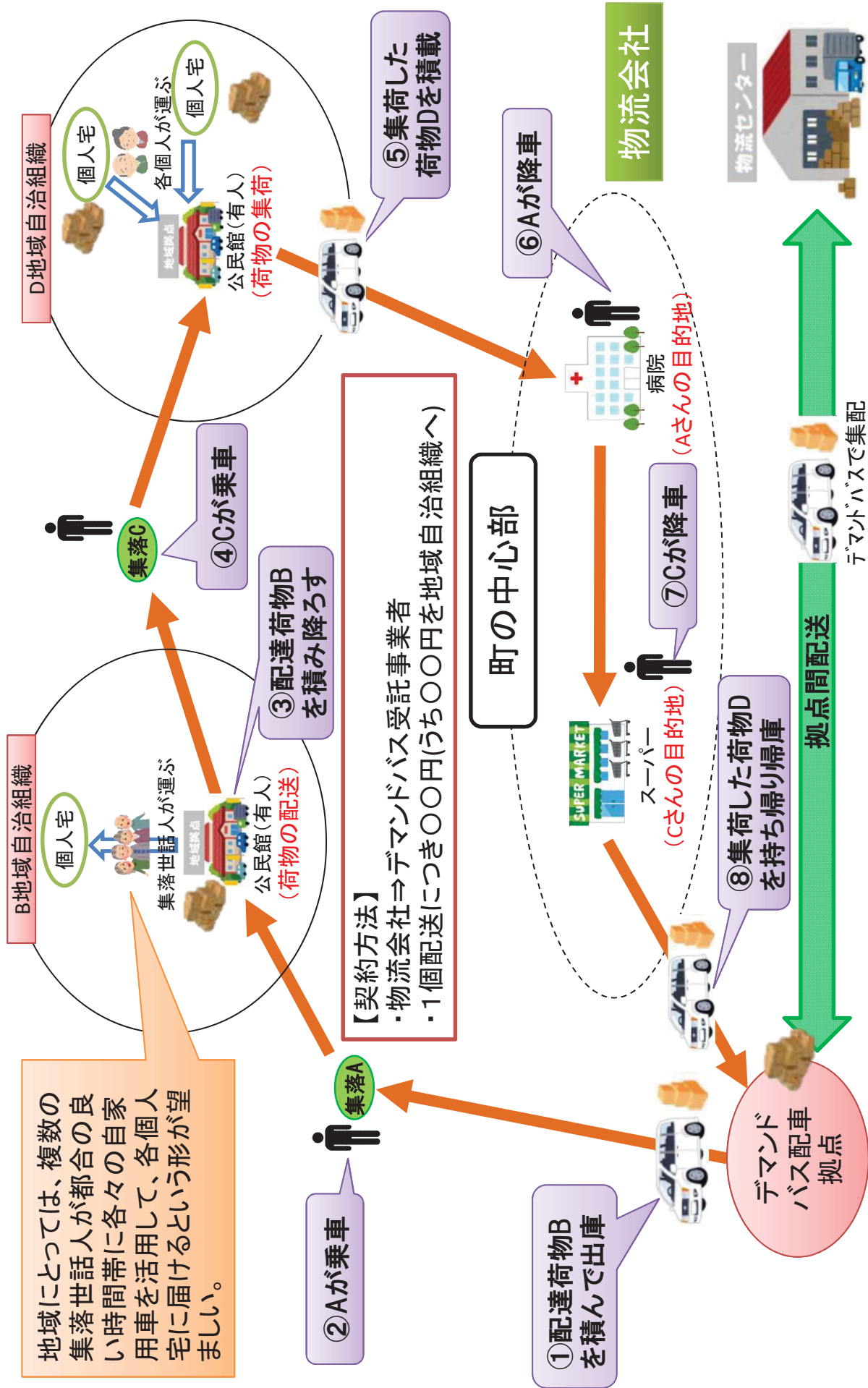
貨物の自家用有償運送が年間を通して可能になると、トラック業界の運転手不足の問題が緩和されるとともに、貨物事業者にとって配送が安定化され、収益維持が期待できる。

また、現在検討している仕組みでは、宅配事業のラストワンマイルを地域自治組織が担うことになるため、事業者にとって特に大きな手間となっている再配達業務の緩和につながるとともに、自治組織としての収益事業が生まれ、集落の自立性が高まり、持続可能な地域づくりに繋がる。これは道路運送法78条3号に規定する「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に合致し、自家用で有償運送の用に供すべきものとしてふさわしいと考える。

デマンドバスを活用した貨客混載の仕組みづくり

町営デマンドバスを活用し、地域自治組織(集落)の複数の集落世話人が集落内のラストワンマイルを担う形で、貨客混載の仕組みづくりを行う。

地域にとっては、複数の集落世話人が都合の良い時間帯に各々の自宅に届けるという形が望ましい。



- 大山町内10ある地域自治組織のうち1つをモデルにR2年度以降に宅配事業を実施し、地域団体等への収益事業を生み出すことで、持続可能な地域づくりを目指すことを地域代表、貨物事業者、デマンドバス受託事業者で合意。
⇒収益事業につなげることで、移住者や若者の定住を期待。
- 当該事業は、H30年8月に内閣府の近未来技術社会実装事業に採択されており、事業費は地方創生交付金を申請中（国1/2 県1/2、8月下旬に採択の可否が決定）

1 貨物事業者（ヤマト運輸、佐川急便）の状況

- ・ヤマト運輸、佐川急便ともにドライバー不足は深刻であり、大山町と連携し貨客混載を進めたい意向。（なお、ヤマト運輸とはH27.2.12、佐川急便とはH30.1.23に鳥取県と包括連携協定を締結）
- ・また、地域自治組織内の輸送をより簡便な方法で実施できるようにすることが必要という考えからヤマト運輸、佐川急便から貨物の自家用有償運送の範囲拡大の提案を受けたもの。

【その他貨物事業者のコメント】

- ・まずは自宅の郵便ポストへの再配達業務の心配のないダイレクトメール便からやってみてはどうかと思う。10個配送するのに1時間は要するため少しずつでも取り組めたらと思う。
- ・大山寺地区は急傾斜地であり、冬季は積雪があるため別途キャタピラー車に乗り換えて集配しており手間が掛かり困っている。
- ・集落にとっては宅配会社ごとに別々で作業すると手間が掛かってしまうと思うので、ヤマト等他社との共同配送の話も進めてもらってよい。また、配送開始当初の軌道に乗るまでは佐川急便がアドバイザーとしてサポートしたい。

2 デマンドバス受託事業者（旬日興タクシー）の状況

- ・本来のタクシー事業に加え、現在受託しているデマンドバスやスクールバスだけでは会社の維持が難しくなってくるのが予想されるため、新たな収益源確保として貨客混載に取り組みたい。
- ・日興タクシーの正社員の平均年齢は40～50代。今回新たに宅配を実施することについて、社員の抵抗は特にない。過去にヤマト運輸に10年間務めていた人を責任者にする予定。

<旬日興タクシー会社概要>

車両数：所有車両 UD タクシー4台 従業員数：21名（正規営業2名、運転士8名、パート運転士11名）
営業エリア：大山町内
事業：一般乗用タクシー事業、大山町営デマンドバス受託、スクールバス受託、町所有マイクロバス運行受託、社協バス運行受託、民間事業者バス受託

3 主な地域自治組織等の状況

(1) やらいや逢坂（642世帯 1,853人）

自治組織の役員は取り組みに前向きであるが、荷物が破損した場合の責任の所在や、宅配可能な人がいない日の対応等が検討課題となっており、今後、宅配会社等と調整が必要。

(2) まちづくり大山（652世帯 1,813人）

貨物事業者が冬場の配送に課題を抱えている大山寺地区において、旅館組合役員を兼ねている地区役員が新たな収益源の確保として貨物輸送の取り組みに前向きであり、実施を検討中。

鳥取県西部地域

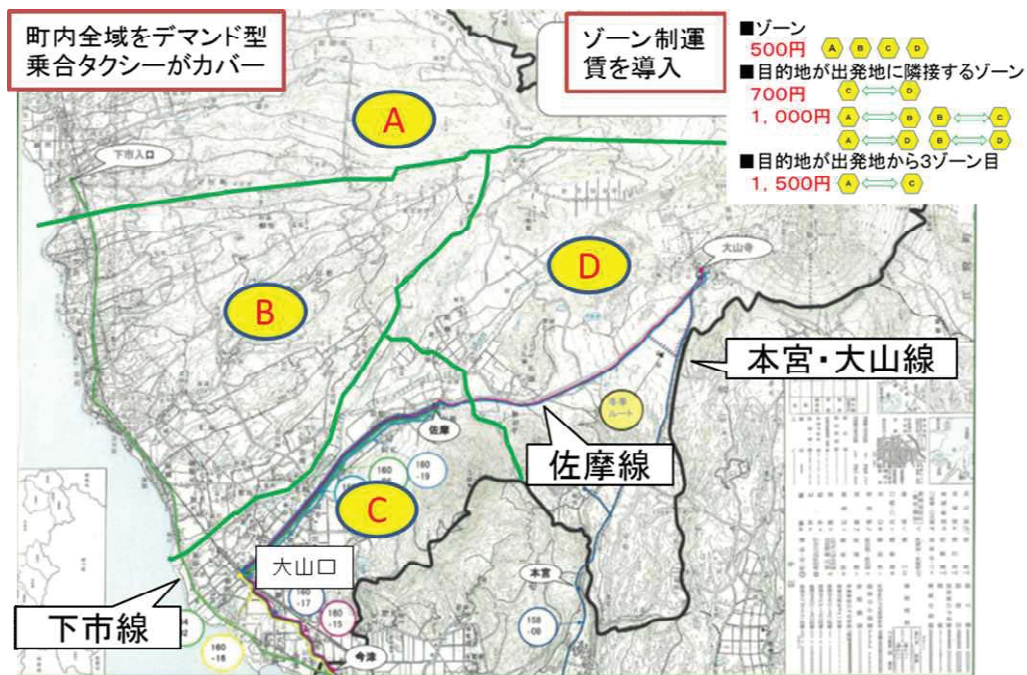


大山町営デマンドバス（スマイル大山号）について

令和元年 7月 1 1日 鳥取県

1 運行概要

- (1) 運行主体 大山町が地元のタクシー会社に運行委託。
- (2) 運行開始 平成24年4月2日
- (3) 名称 スマイル大山号
- (4) 台数 5台（日産リーフ3台、ソリオ1台、トール1台）
- (5) 運行形態 デマンド（予約型）乗合方式。事前に利用登録した住民が、予約センターに利用申し込みを行う。
区域運行が特徴。町内全167集落378ヶ所の乗車場所を出発地として、JR 駅や幹線バス路線に接続するためのバス停、医療機関、スーパーマーケット、公共機関など51ヶ所の目的地をフレキシブルにつなげて運行。
- (6) 予約 予約センターは町内事業者の日興タクシー内に設置。
予約用電話は専用フリーダイヤル
- (7) 運賃 町内を4つのゾーンに分け、ゾーンごとに1人1回500円（片道）
（ゾーンを越えても最大1,500円）回数券、高齢者、乗継、複数乗車予約等の割引あり
- (8) 運行便数 日祝日、年末年始を除く毎日運行で1日7本。
※予約がなければ運行しない。



2 運行実績（利用者数）

H24 (4～9月)	H25 (10～9月)	H26 (10～9月)	H27 (10～9月)	H28 (10～9月)	H29 (10～9月)	H30 (10～9月)
3,118人	7,556人	7,275人	7,348人	7,335人	6,670人	6,336人

※H24は半年分

3 中国運輸局長表彰受賞

- (1) 名称 平成24年度環境保全及び交通バリアフリー等功績者
- (2) 受賞者 大山町ほか全18団体、企業
- (3) 大山町の功績 環境保全部門で受賞。大山町内の交通空白地域において、全国に先駆けて電気自動車（EV5台で運行）による市町村有償運送を実施し、国立公園大山の環境保全を図るとともに、交通空白地域の解消を実現。

出典:

『年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について』（自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日）

様式1（代理申請用）

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人

住所

氏名又は名称

印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区間	(例) 〇〇配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

※ 運送事業者欄には、営業所名まで記載するものとする。